

保育所等入園のご案内 (令和8年度途中入園編)

令和8年度に入園する場合のクラス年齢は以下のとおりです

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和7年4月2日以降
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日



甲斐市役所
子育て支援課 保育係
竜王庁舎本館1階2番窓口
〒400-0192
甲斐市篠原2610
電話055-278-1692

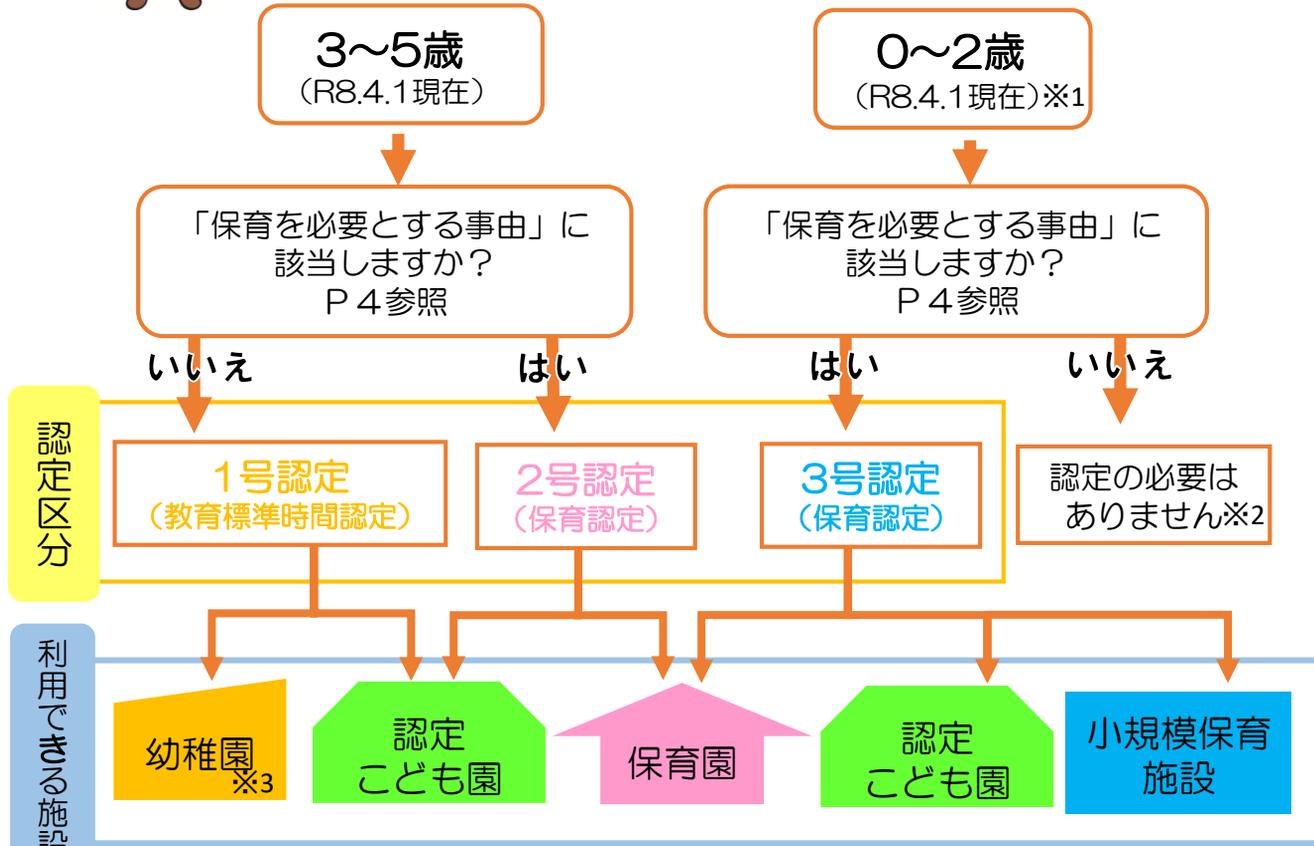


～ 目 次 ～

○あなたの認定区分、利用できる施設は？	1
○申請書（提出書類）	2
○保育を必要とする事由	4
○保育を必要とする事由を証明する書類	5
○保育の必要量（保育を受けられる時間）	6
○育児休業復帰者・就職者の方	7
○利用調整（選考）と入所決定までの流れ	8
○甲斐市保育所等利用調整基準（指数表）	9
○調整基準（加算・減算）	10
○指数同点の場合の優先順位	11
○新2・新3号の申込（1号対象）	12
○保育料、副食費について	13
○保育料基準額表（3号認定）	15
○その他のサービス	16
○認可外保育施設	17
○甲斐市内の保育所等一覧（R8.4月予定）	18
○甲斐市内保育所等位置図	20



あなたの認定区分、利用できる施設は？



- ※1 甲斐市では一部の園を除いて6ヶ月の誕生日の翌月から入園が可能です。
- ※2 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。(P16参照)
- ※3 新制度に移行していない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

幼稚園 3~5歳	認定 こども園 0~5歳	保育園 0~5歳	小規模 保育施設 0~2歳
小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設 ○認定区分 1号認定 ○利用時間 4~5時間	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設 ○認定区分 1号認定、2号認定(3~5歳) 3号認定(0~2歳) ○利用時間 4~5時間(1号認定) 8~11時間(2,3号認定)	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設 ○認定区分 2号認定(3~5歳) 3号認定(0~2歳) ○利用時間 8~11時間	保育園より少人数の単位で、0~2歳の子どもを保育する施設 ○認定区分 3号認定(0~2歳) ○利用時間 8~11時間 卒園後は受け皿の役割を持つ連携施設が設定されているため、3歳以降も継続して保育を受けることができます。 ※詳しくはP19



申請書（提出書類）

- ①教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書
緑色の用紙、児童1人につき1枚提出。
- ②保育の事由を証明する書類
事由ごとに提出書類が異なります。P5参照
- ③保育料・食材料費納付誓約書
保証人は同居、別居は問いません。納付指導ができる成人の方をお願いします。
- ④申出書
保育料や食材料費の支払いが未納となった場合に、児童手当から充当することを申し出ていただきます。



該当する場合



○ひとり親であることを証明する書類

戸籍謄本、離婚受理証明書、ひとり親家庭医療費受給者証（写）、児童扶養手当受給者書（写）、裁判調停を証明する書類、在監証明 等

○マイナンバー記入用紙、本人確認書類

父母（内縁関係含む）で、甲斐市に住民登録がない方がいる場合。

○その他必要書類

認可外保育施設の通園を確認できる書類や、甲斐市に転入することを証明する書類等。

甲斐市内施設の受入枠確認方法は？

⇒入所希望月の受入枠は前々月の20～25日を“目安”に、甲斐市ウェブサイトにて掲載いたします。

例) 6月入所を希望する場合、受入枠は4月20日頃に掲載予定

申請はどこにすればいいの？

⇒申請書の配布は甲斐市役所子育て支援課、敷島・双葉支所市民地域課で行っておりますが、提出は子育て支援課保育係（竜王庁舎本館1階②窓口）にお願いします。

利用調整（選考）ってなに？

⇒市が定める基準に基づき、保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設の調整を行うこと。P 9 参照

現在甲斐市外に住んでいても申込できる？

⇒甲斐市への転入予定の有無にかかわらず、現在お住まいの市町村に事前にお問い合わせのうえ申請していただき、入所希望月の前月10日までに、甲斐市へ申請書等が届くようにお手続きをお願いします。

甲斐市外の保育所等に入りたい場合は？

⇒甲斐市民が甲斐市外の保育所等を利用したい場合、申請窓口は甲斐市になります。入所希望月の前月3日までに、子育て支援課保育係（竜王庁舎本館1階②窓口）に申請書等を提出してください。

なお、受入枠や入所決定方法は市町村ごとに異なりますので、希望する施設が所在する市町村へ事前に確認をお願いします。



保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合（2号・3号認定）に当たっては、次のいずれかに該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況	入所承諾期間
就労	月48時間以上の就労、フルタイムのほか、パート、内職等も可能です。	最長、就学前まで
妊娠・出産	産前3か月、産後8週間	
育児休業中の 継続利用	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である方。 ※育児休業を事由としての新規のお申し込みはできません。	
保護者の 疾病・障がい	障害者手帳を所持している方。 又は、同等の状況で就労が不可であると診断を受けている方。	療養を必要としなくなるまで ※保育ができないと診断された期間まで
同居等の親族の 介護・看護	同居の親族その他の者の介護・看護を週12時間以上おこなっていると判断できる方。	介護または看護の必要がなくなるまで
求職活動	ハローワークの受付票が必要です。	最大3か月まで
就学	職業訓練を含みます。	卒業(修了) 予定日まで
児童虐待 DV等	児童虐待・DV等の恐れがある場合。	必要な期間
その他	その他、市が認める場合、家庭の状況等に応じ個別に認定します。	必要な期間



保育を必要とする事由を証明する書類

保育の事由を客観的に確認するため、事由別に両親それぞれ次の書類をご提出ください。

保育を必要とする事由		提出書類（ご両親それぞれ必要となります）	
就労	外勤	就労証明書 ※1 （現在育児休業取得中の場合、職場復帰日が申請可能な日となっていること。P7参照）	
	農業 ※実家等の農業の手伝いは対象外	①就労証明書 ②位置図 ③農場の写真 ④耕作証明書（農業委員の証明）	
	自営業	自営業中心者	①就労証明書 ②営業許可証または確定申告書の写し
		自営業協力者	①就労証明書 ②確定申告書の写し（専従者氏名・控除額が分かる部分） または青色事業専従者給与に関する届出書
新規開業の場合		①就労証明書 ②開業届出書 ③開業にかかる経費の支出明細 ④事業広告	
妊娠・出産		母子手帳の写し（表紙と出産日が分かる部分）	
保護者の疾病		①医師の診断書 ②申立書 ※2	
保護者の障がい		①障害者手帳の写し （身体：1～4級、精神：1～3級、療育：A・B、同等の場合は医師の診断書） ②申立書 ※2	
介護・看護		①医師の診断書または介護認定証等 ②申立書 ※2	
求職活動		ハローワークの受付票の写し	
就学		在校証明書、職業訓練を証明できるもの（カリキュラム等）	
その他		①申立書※2 ②市が求める書類	

※1 就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※2 申立書には自宅で保育できない具体的状況をご記入ください。



保育の必要量（保育を受けられる時間）

保育所などで保育を希望する場合（2号・3号認定）に当たっては、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」認定 ⇒ 最長11時間
- 「保育短時間」認定 ⇒ 最長8時間

※開所時間や登降園の時間は施設ごとに違います。

保育必要量の事例

標準時間認定の事例

- ① 両親ともに月120時間以上の就労（通勤時間含む）
- ② 父が月120時間以上の就労（通勤時間含む）、母が妊娠・出産
- ③ 父母いずれかは月120時間以上の就労、いずれかは疾病・障害
- ④ 児童虐待やDV、災害復旧

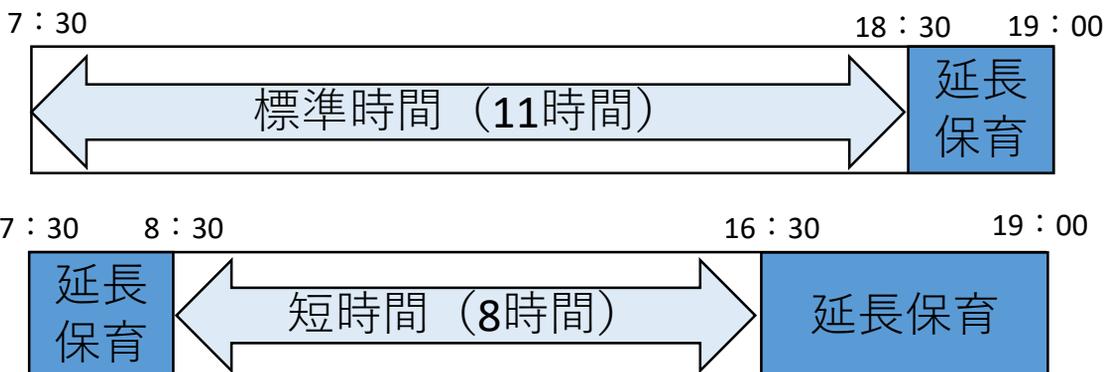
短時間認定の事例

- ① 父母いずれかが月120時間未満の就労（通勤時間含む）
- ② 父が月120時間未満の就労（通勤時間含む）、母が妊娠・出産
- ③ 父母いずれかは月120時間未満の就労、いずれかは疾病・障害
- ④ 求職活動、就学、育児休業取得中の継続利用、介護・看護

両親ともに月120時間以上の就労だけど短時間は選択できるの？

⇒保育を利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況に応じて必要な範囲となります。120時間以上の就労であっても短時間認定を選択することも可能です。

イメージ



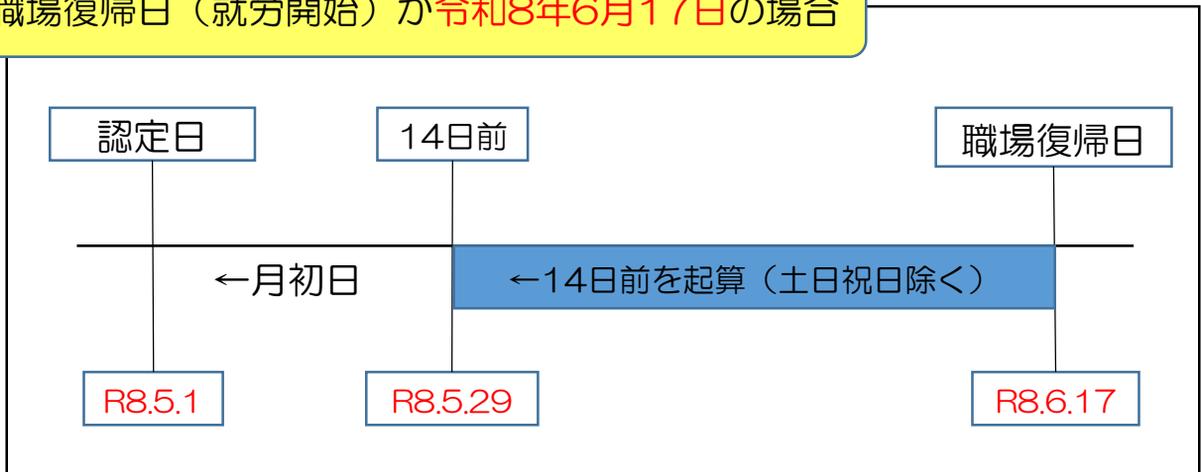


育児休業復帰者・就職者の方

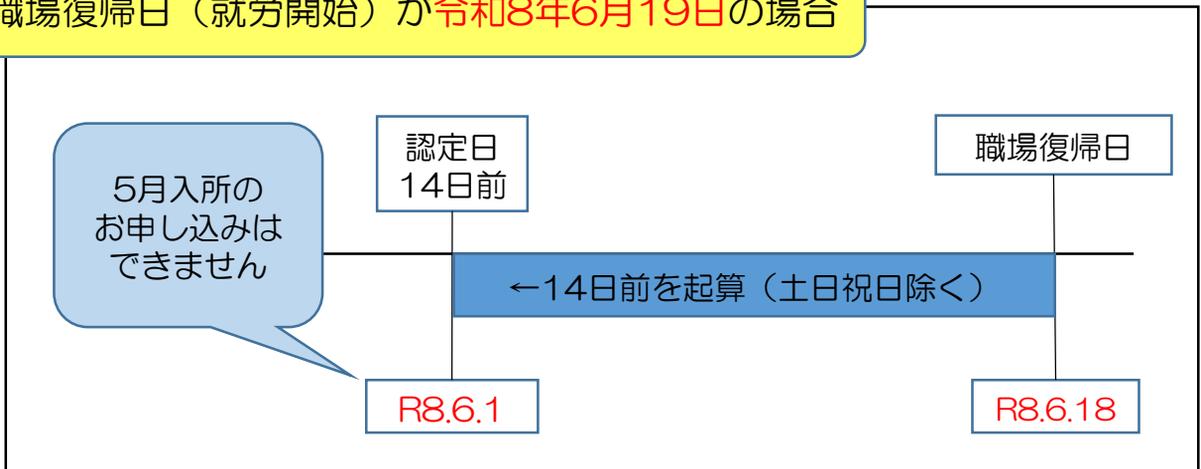
職場復帰・就職等により子どもを預ける保護者の不安を解消し、質の高い保育サービスを確保するため、「慣らし保育期間を含めた認定」を弾力的に取り扱うことが可能となっています。

対象者	育児休業からの復帰者、新たに就職する方
認定日	育児休業からの復帰日（就労開始日）から起算して14日前（土日祝日を除く）が属する月の初日
保育の事由	慣らし保育期間（職場復帰日前または就労開始前）も就労と扱う
必要量	就労証明書の月労働時間により決定
保育料	慣らし保育期間を含めた認定月から発生

職場復帰日（就労開始）が令和8年6月17日の場合



職場復帰日（就労開始）が令和8年6月19日の場合





利用調整（選考）と入所決定までの流れ

1. 利用調整（選考）について

「甲斐市保育所等利用調整基準（指数表）」に基づき、保護者の該当する事由の指数を合算・調整し、**指数の高い方から順番に希望施設の選考**を行います。

※指数の詳細についてはP9をご確認ください

※甲斐市民選考後、甲斐市外の方の選考を行います。

2. 申請から認定、入所決定までの流れ

1号認定の場合

（幼稚園、認定こども園）



1

施設に直接申込みを行います。

2

施設を通じて市に認定を申請します。

3

市から支給認定証を交付します。

2号・3号認定の場合 ★利用調整（選考）

（保育園、認定こども園、小規模保育施設）



1

市から申請書を受け取り、入所希望月の前月10日までに申請します。

2

保育の必要性に応じ市が**利用調整（選考）**を行います。

3

利用調整後、市から内定通知等を送付し、支給認定証を交付します。

4 施設の指示に従い入園準備を進めてください

希望したすべての園の選考に漏れた場合は？

⇒希望したすべての園の選考に漏れた場合には「保育所等入所保留通知書」を送付します。また、翌月の選考の案内も同封いたしますので、希望される場合は案内に沿って手続きをお願いします。

諸事情により入園を辞退したい場合には？

⇒決定した園への入園を辞退される場合（決定前に入所申請を取り下げたい場合を含む）は、速やかに子育て支援課までご連絡ください。なお、辞退の取下げは受付けませんのでご注意ください。また、転園希望者の内定（転園）辞退は認められません。



甲斐市保育所等利用調整基準（指数表）

保育の事由	保護者の状況	指数
就労 (月48時間以上から)	月実働155時間以上	12
	月実働140時間～155時間未満	11
	月実働130時間～140時間未満	10
	月実働120時間～130時間未満	9
	月実働110時間～120時間未満	8
	月実働100時間～110時間未満	7
	月実働80時間～100時間未満	6
	月実働48時間～80時間未満	5
妊娠、出産	産前3カ月、産後8週間	8
保護者の疾病、障害	おおむね1ヶ月以上の入院または自宅での常時臥床	10
	おおむね1ヶ月以上の長期加療（安静）が必要	8
	疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等が必要	3
	障害者手帳（1・2級）、精神障害（1・2級）、療育（A）を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	10
	障害者手帳（3・身体4級）、精神障害（3級）、療育（B）を有する又は同等のもので、保育が困難な場合	7
親族の介護・看護 ※介護施設入居者は対象外	入院・通院や食事・排泄・入浴等、常時介護・看護が必要 ※要介護3以上または同等の状態にあるもの	9
	入院・通院や食事・排泄・入浴等、定期的な介護・看護が必要 ※要支援～要介護2または同等の状態にあるもの	5
就学	大学、職業訓練等の学校に通っている (自宅での通信教育は除く)	3
求職	まだ就労先等が確定していない	1
その他	虐待やDVのおそれがあること、災害復旧、 その他明らかに自宅での保育が困難なもの等、市が特別に必要 と判断するもの	—



調整基準（加算・減算）

調整基準		世帯の状況	指数
加算調整	ひとり親家庭 【要添付書類1】	父または母が死亡・離別している世帯 (行方不明、収監等を含む)	20
	生活保護家庭	生活保護法による被保護世帯	15
	きょうだい入所①	現に在園するきょうだいがいる園に入園・転園する場合 ※卒園・退園予定者を除く	28
	きょうだい入所②	きょうだいが同時に新規入園する場合(同時転園は除く)	15
		別々の園にいるきょうだいが、違う園に同時転園する場合	12
	育児休業明け、 認可外保育施設 【要添付書類2】	現在育児休業取得中で、職場復帰する場合(P7参照)。 または、認可施設に入園できず、認可外保育施設や会社託児所【要添付書類2】、親族に預けている世帯。	5
	小規模保育施設 卒園児童	小規模保育施設を卒園し、その連携施設以外の施設への 入園を希望する世帯	2
	転入に伴う転園	入所希望月までに甲斐市に転入する(した)世帯で、 市外園から市内園に転園する場合	5
入所希望月までに甲斐市に転入する(した)世帯で、 市外園から市内園にきょうだい同時に転園する場合		12	
市内の保育士(認可施設)	市内の教育・保育施設(認可施設)に勤務している保育士・ 保育教諭・幼稚園教諭の場合※非正規職員を含む	8	
減算調整	自営業協力者	確定申告書(写)または青色事業専従者給与届出書が 提出できない場合	△5
	無職で疾病等がない同居者 (住民票上別世帯も含む)	20歳~69歳までの同居親族(無職で障害、疾病がない) がいる世帯	△2
	保育料未納者	保育料の未納がある世帯(卒園児を含む) ただし、失業・罹災等やむを得ない場合や、分納誓約を取り 交わして返済が進んでいる場合を除く。	△ 30

【要添付書類】

- 1 ひとり親であることを証明する書類(P2参照)
- 2 認可外保育施設や託児所の契約書または領収書の写し等

【注意点】

同一世帯内では、同じ調整基準について複数人分の加点は行いません
(例：職場復帰加点は父母いずれか一方のみ)

指数の調整例

例① 両親が155時間以上の就労。母は育休から復帰予定。きょうだいが
在園している園に入園希望

⇒ (父) 12 + (母) 12 + (きょうだい入所) 28 + (育児休業明け) 5 = 57点

例② 両親が155時間以上の就労。きょうだいが在園している園に入園希
望だが、保育料に未納あり

⇒ (父) 12 + (母) 12 + (保育料未納者) △30 = -6点

※きょうだい(卒園児含む)の保育料に未納がある場合は、加算はせず、減算調整
だけ行います。



指数同点の場合の優先順位

保育園等利用調整基準による指数合計が同点の場合、次の優先順位により選定します。

優先順位	内容	備考
1	緊急性が高く、特別な配慮が必要と認められる世帯	
2	ひとり親世帯	
3	単身赴任者がいる世帯（同居の祖父母等がいる場合を除く）	
4	小学生以下の子どもの数が多い世帯	
5	世帯に障がい者手帳等を持っている者、介護認定を受けている者がいる世帯	
6	小学校区内にある施設を希望している世帯	
7	世帯の生計中心者の1年以内の失業・倒産により生計費を得るための就労を要する世帯	※1
8	就労世帯	
9	入園申込児童が2名以上いる世帯	
10	認可外保育園、託児所に入園している世帯	※2
11	育児休業の延長を行っている世帯	
12	過去一年以内に申込みを行い、保育所保留（不承諾）になった世帯	
13	夜勤がある世帯	
14	申請状況 新規入園申請 > 市外から市内転園 > 市内から市内転園	
15	就労形態 外勤常勤 > 外勤非常勤 > 派遣社員 > 在宅勤務 > 居宅外自営 > 居宅内自営	
16	就労予定形態 就労内定者 > 開業予定者 > 耕作予定者	
17	保育料の未納のない世帯（金額の比較を含む）	
18	世帯の所得税額、住民税額の少ない順	

※1 離職証明書または離職票、失業給付金の受給者証の写しが必要

※2 子どもを預けている施設が発行する契約書または領収書の写しが必要



新2号・新3号の申込（1号対象）

1. 新2号、新3号に該当する児童

新制度幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に1号認定で通っている児童で、両親の2人ともがいずれかの保育の必要性の事由がある場合に、預かり保育の利用料の一部を無償化とするための認定です。

必ず事前の申し込みをお願いいたします。

※保育の必要性事由はP4と同様になりますのでご参照ください

※両親の1人だけがいずれかに該当する場合、または、預かり保育を利用しない場合は手続きは必要ありません。その場合、預かり保育を利用した場合は、有料になります。

※教育・保育給付認定2号、3号の保育の事由で、「育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいる場合の継続利用」とありますが、これは、育児休業が保育の事由にならないところ、退園となるのではなく、継続利用できるようにするための事由となります。育児休業中には2号、3号で新規入園ができないことも踏まえ、育児休業中は新2号、新3号の認定は受けられません。

2. 認定の種類

認定には 新1号・新2号・新3号の3種類の区分があります。

認定の種類	保育の必要性	住民税要件	年齢
新2号	必要	なし	3歳クラス以上
新3号	必要	非課税のみ	満3歳児 (3歳の誕生日を迎えた以後、最初の3月31日を迎えるまでのこども)

3. 預かり保育利用料の無償化の範囲

預かり保育の利用料に係る無償化対象額は、月ごとに以下のとおり積算することとなります。

新2号認定を受けた児童の場合、「11,300円（上限）」と「利用日数×450円」のいずれか低い方が無償化対象額になります。

●ある園の預かり保育料が月額10,000円（利用実績額）で、利用日数は18日間であった場合
10,000円 と 18日×450円=8,100円 を比較し、**8,100円が無償化対象額**

●ある園の預かり保育料が100円/時間で、1日4時間・20日間利用した場合
100円×4時間×20日=8,000円 と 20日×450円=9,000円 を比較し、**8,000円が無償化対象額**

※新3号の場合は、「16,300円（上限）」と「利用日数×450円」のいずれか低い方になります。



保育料、副食費について

0～2歳児クラスは、認定区分や保護者の所得に応じて保育料が決まります。3～5歳児クラスの副食費（給食のおかず代等）については、保護者の所得に応じて免除になる場合があります。

保育料はいくらになるの？

⇒保育料は保護者の「市民税所得割課税額（※1）」の合算額を基に算定されます。（具体的な基準額は15ページ参照）

※1 税額控除は考慮されません。

保育料は一度決定されると卒園まで一緒？

⇒保育料は毎年9月が切り替え時期となります。

令和8年4月～令和8年8月：令和7年度の市民税所得割課税額で算定

令和8年9月～令和9年3月：令和8年度の市民税所得割課税額で算定

また、認定区分の変更や市民税の修正申告を行った場合にも、変更となる場合があります。市民税の修正申告を行った場合には必ずご連絡ください。

保育料、副食費の支払先は？（市内在住者）

⇒保育料、副食費の支払先は施設区分により異なります。

市内園の場合	公立園	私立保育所	認定こども園	小規模保育施設等	幼稚園
保育料（0～2歳児）	甲斐市	甲斐市	園	園	—
副食費（3～5歳児）	—	園	園	—	園
市外園の場合	公立園	私立保育所	認定こども園	小規模保育施設等	幼稚園
保育料（0～2歳児）	園所在市町村	甲斐市	園	園	—
副食費（3～5歳児）	園所在市町村	園	園	—	園

支払いは便利な口座振替をご利用ください。

毎月末が支払日となります。（月末が休日の場合は翌平日）

保育料に軽減措置はあるの？

⇒幼児教育・保育の無償化により、満3歳児から5歳児の保育料は無償となります。

⇒0歳から2歳までの保育料については、甲斐市では、多子世帯を支援するため、第1子の年齢は関係なく、生計同一の第2子以降の子どもの保育料を無償とさせていただきます。

なお、第1子の保育料について、実家への帰省や、けが等によりお休みをするような場合についての減免措置はありません。

「合算額を基に算定」の合算って？

⇒父母がいる場合、二人の課税額を合わせて算定を行います。同居人（内縁関係等）がいる場合や、離婚をしても一緒に住んでいる場合は合算対象です。

また、市民税非課税世帯であり、祖父母等と同居している場合（ひとり親家庭や世帯分離も含む）も、同居祖父母等の収入の多い方の課税額を合算します。

副食費の免除の基準は？

⇒1号認定児：市民税所得割課税額が77,101円未満か第3子以降

2号認定児：市民税所得割課税額が57,700円未満か第3子以降
第3子の考え方

1号認定児：小学3年生までの子どもで最年長の子どもから3人目以降

2号認定児：就学前の子どもで最年長の子どもから3人目以降

市独自の主食費・副食費の軽減措置はあるの？

⇒甲斐市では、子育て世帯を支援するため、令和8年4月より甲斐市の認定を受けている3歳児クラス以上のお子さまを対象に、主食費・副食費の負担を軽減いたします。

詳細は市配布のパンフレット及び市ウェブサイトをご確認ください。



(市ウェブサイト)

その他に保護者負担はあるの？

⇒保育料以外にも、延長保育料や主食費・副食費、通園バス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図るうえで必要となる追加の負担額が生じる場合があります。詳細については各施設にご確認ください。



保育料基準額表（3号認定）

階層区分	定義	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円	
第3a階層	市民税課税世帯	均等割りのみ	8,000円	7,800円
第3b階層		35,000円未満	11,000円	10,800円
第3c階層		35,000円～48,600円未満	13,500円	13,200円
第4a階層		48,600円～63,000円未満	15,000円	14,700円
第4b階層		63,000円～86,000円未満	16,500円	16,200円
第4c階層		86,000円～97,000円未満	18,000円	17,600円
第5a階層		97,000円～107,000円未満	21,000円	20,600円
第5b階層		107,000円～148,000円未満	24,500円	24,000円
第5c階層		148,000円～169,000円未満	28,000円	27,500円
第6a階層		169,000円～200,000円未満	31,000円	30,400円
第6b階層		200,000円～260,000円未満	33,500円	32,900円
第6c階層		260,000円～301,000円未満	36,500円	35,800円
第7階層		301,000円～397,000円未満	44,000円	43,200円
第8階層		397,000円以上	48,000円	47,100円

階層区分	定義	標準時間	短時間
第3a階層	ひとり親世帯、在宅障害者がいる世帯、その他世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯）に該当する場合	3,500円	3,400円
第3b階層		5,000円	4,900円
第3c階層		6,200円	6,100円
第4a階層		7,500円	7,300円
第4b階層の一部※		8,200円	8,100円

※市民税所得割課税額が77,101円未満





その他のサービス

ニーズに応じた様々な支援サービスがあります。事業詳細は各施設へ直接お問い合わせください。

一時預かり

保護者の育児疲れ、急病や断続的勤務等により、家庭での保育が困難となった場合に、一時的に預かるサービスです。

実施施設：公立保育園

対象要件：甲斐市に住所がある集団保育が可能な児童で、保育所等を利用していないこと。

利用料金：3歳未満1,800円、3歳児1,200円、4歳児以上1,000円/日

申込方法：事前に甲斐市に空き状況の確認をしてください。

申請等は各施設において直接行います。

詳細は甲斐市ウェブサイトをご確認ください。⇒



病児保育

風邪等の理由で、保育所等での集団生活が困難な児童を、一時的に預かるサービスです。

実施施設：病児・病後児保育室「よつば」（クローバー保育園）

対象要件：生後6カ月以上～小学校6年生

利用料金：1,000円（市民税非課税世帯は無料）

※利用料のほかに食事・おやつ代で500円かかります。

申込方法：事前に甲斐市へ登録が必要です。

登録後、利用は施設へ直接ご予約いただきます。

詳細は甲斐市ウェブサイトをご確認ください。⇒



ファミリー・サポート・センター

子育て援助を「受けたい方」が「したい方」から援助活動を受ける会員制サービスです。

実施施設：甲斐市ファミリー・サポート・センター

電話 055-277-1762（火～土曜日、9時～18時）

対象要件：甲斐市在住で生後3カ月以上～小学校6年生

利用料金：平日（7時～19時）700円/時間

それ以外の時間帯 800円/時間

登録方法：ファミリー・サポート・センターにて利用説明等を受け、登録となります。



こども誰でも通園制度

0歳6ヶ月から満3歳未満までの保育所等に通っていない未就園児を、保護者の就労要件に関係なく、月10時間を上限として時間単位で保育所等へ預けられる制度です。

対象者：保育所・幼稚園等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のこども

利用料金：ひとり1時間あたり300円

（※300円を標準とし、事業所により設定されます）

利用時間：こども一人あたり月10時間まで

実施施設など、詳細については市ウェブサイトをご覧ください。⇒





認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可保育所以外の子どもを預かる施設の総称です。

	にじいろ kids にしゃはた	保育施設 たけのこ	アソビス イッチ 長塚保育園	アソビス イッチ 篠原保育園	なかよし 保育園	かいkids 竜王駅前	託児所 遊	アロハイン ターナシヨ ナルスクー ル
電話	055-287-7659	055-287-7257	055-270-0867	055-215-1128	055-279-5522	055-225-3715	055-269-9696	055-225-6767
住所	西八幡 1638-1	島上条537 -2	長塚132-3	篠原858-1	西八幡659 -3	竜王新町 452-1	西八幡 2113-1	島上条370
対象 児童	生後2か月 ～5歳	生後6か月 ～5歳	生後3か月 ～2歳	生後3か月 ～2歳	生後6か月 ～4歳	生後6か月 ～5歳	1～5歳	1～5歳
利用 定員	36名	20名	19名	12名	12名	12名	10名	20名
保育 時間	7:00～ 20:00	7:30～18:30	8:00～21:00	8:00～21:00	7:30～18:30	8:00～ 20:30	8:15～ 17:15	8:00～ 18:00

※認可外保育施設の保育料は施設で無償化手続きを行います。

※託児所遊（西八幡2113-1）は従業員のみを対象とした認可外保育施設になります。



甲斐市内の保育所等一覧 (R8.4月予定)

公立保育園		所在地	電話	利用定員	保育時間		延長保育時間
竜王北保育園	竜王新町640-1	055-276-2120	142	標準	7:30~18:30	18:30~19:00	
竜王東保育園	富竹新田973-1	055-276-4238	145				
竜王中央保育園	西八幡33	055-276-6021	135				
敷島保育園	島上条1248-1	055-277-2049	138	短	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00	
双葉西保育園	宇津谷4560	0551-28-2137	177				
竜王西保育園 (指定管理)	竜王1671	055-276-5741	149	標準	7:30~18:30	7:00~7:30 18:30~20:00	
				短	8:30~16:30	7:00~8:00 17:00~20:00	
私立保育園		所在地	電話	利用定員	保育時間		延長保育時間
竜王大生園	篠原3225	055-276-2751	40	標準	8:00~19:00	7:30~8:00	
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00	
玉川保育園	玉川116	055-276-3866	60	標準	8:00~19:00	7:30~8:00	
				短	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00	
玉幡保育園	西八幡3702-1	055-276-3532	60	標準	7:30~18:30	—	
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~18:30	
万才保育園	万才475	055-276-9273	70	標準	7:30~18:30	18:30~19:00	
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00	
クローバー保育園	竜王新町2117-3	055-276-9680	80	標準	7:00~18:00	18:00~19:00	
				短	8:30~16:30	7:00~8:30 16:30~19:00	
吉沢立正保育園	吉沢705	055-277-3194	20	標準	7:30~18:30	18:30~19:00	
				短	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00	
松島さくら保育園	中下条1839-1	055-244-8160	168	標準	7:30~18:30	18:30~19:00	
				短	8:30~16:30	17:00~19:00	
げんきっこ双葉保育園	龍地3015-1	0551-45-6172	50	標準	7:30~18:30	18:30~19:00	
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00	
甲斐ひよこ保育園	篠原1265	055-288-1220	100	標準	7:30~18:30	18:30~19:00	
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00	
幼稚園 (私立)		所在地	電話	利用定員	保育時間		延長保育時間
竜王幼稚園	富竹新田2055	055-276-6400	15	1号	10:00~15:00 (8:30~登園可)	15:00~18:00	
双葉甲府幼稚園	龍地3188	0551-28-7060	50	1号	8:30~14:30	14:30~17:15	
富士幼稚園	島上条2228	055-277-5515	40	1号	8:00~14:00	15:00~18:00	

認定こども園 (私立)	所在地	電話	利用 定員	保育時間		延長保育時間
				標準	短	標準
かおり幼稚園	篠原1087	055-276-2500	225	標準	8:00~19:00	7:30~8:00
				短	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
				1号	10:00~14:30	7:30~8:00 16:00~19:00
あおばこども園	篠原88-3	055-276-8077	120	標準	8:00~19:00	7:30~8:00
				短	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
				1号	10:00~14:30	7:30~8:00 16:00~19:00
竜王あら川こども園	西八幡1473-1	055-276-1900	135	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
				1号	10:00~15:00	7:30~10:00 15:00~19:00
あおぞら保育園	大下条753-1	055-277-9357	70	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
				1号	9:00~16:00	7:30~8:30 16:30~19:00
光学園	下今井2374-1	0551-28-1566	125	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
				1号	9:00~15:00	7:30~8:30 15:00~19:00
登美保育園	大垓2676	0551-28-5420	105	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
				1号	9:00~15:30	7:30~8:30 15:30~18:30
小規模保育施設 (私立) ⇒連携施設	所在地	電話	利用 定員	保育時間		延長保育時間
げんきっこ保育園 ⇒げんきっこ双葉保育園 ⇒あおばこども園 ⇒竜王大生園	龍地3015-1 ※住所・定員は変更 となる可能性あり	0551-45-6172	18	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
ひよこ保育園 ⇒甲斐ひよこ保育園	篠原871-2	055-268-3716	19	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
しまの保育園 ⇒玉幡保育園	島上条315	055-268-2190	19	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
ふじざくら保育園 ⇒富士桜学園(昭和町)	玉川164-1	055-269-7010	19	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
Child Room あん ⇒あおぞら保育園	大下条752-1	055-277-9357	9	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00

土曜日の保育時間、延長保育時間は平日と異なる場合があります。

施設の詳細は直接お問い合わせください。

